日本弁理士会東海支部の知財教育

Intellectual property education of Tokai branch of Japan Patent Attorneys Association

日本弁理士会[1]，東海支部[2]　○瀧川　彰人[1]，北　裕介[2]

Japan Patent Attorneys Association[1], Tokai branch[2], ◦Akito Takigawa[1], Yusuke Kita[2]

E-mail: takigawa@kyoritsupat.jp

E-mail: kita@aigipat.com

○教育機関支援機構の目的

日本弁理士会東海支部－教育機関支援機構は、東海地区（愛知、岐阜、三重、静岡、長野）における教育機関への支援活動の調査、研究、及び支援事業の実行を目的として設立された。この目的のために、３０名程度のメンバーで活動している。

○平成２９年度の活動実績

小，中学生，高校生及び大学生だけではなく、教職員に対しても、知的財産に関する講義を実施している。昨年度の講義実績は、おおむね以下のとおりである。

小学生対象：１３回、中学生対象：５回、高校生対象：９回、高専生対象：７回、専門学校生対象：１回、大学生対象：３２回、教職員対象：２回

教育機関支援機構において知財教育で用いる特徴的なコンテンツの１つとして、特許紛争劇がある。このコンテンツは、メンバー６、７名により上演され、学生たちに特許紛争を疑似体験してもらいながら、特許制度の仕組みを理解してもらうためのものである。特許と聞くと、堅苦しい内容を想像しがちだが、このコンテンツでは、笑いの要素も取り入れながら、特許についておもしろく理解してもらうことができ、毎年、リピーターとなっている学校（６～７校程度）にメンバーを派遣している。

なお、教育機関支援機構では、特許紛争劇の他、知財教育について様々な内容の講義を行うことが可能である。その講義の一例が以下ＵＲＬで説明されているため、参考にされたい。

http://www.jpaa-tokai.jp/activities/public.html

○これからの活動

小学校における次期学習指導要領の全面実施が２０２０年から開始され、その指導要領の中に知財教育について盛り込まれる可能性もある。このため、学生はもちろん、学生を指導する教職員に対して知財教育の講義を実施する等、教職員に対するサポートも重要と考えている。

以上

© 2018年 応用物理学会